

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり早川河川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

1 漁業権者の名称及び住所

早川河川漁業協同組合

小田原市板橋9-4

2 漁業権の免許番号

内共第4号

3 変更の内容

別紙のとおり

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和6年12月1日

内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

早川河川漁業協同組合

内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新	旧																																				
<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(遊漁料の納付業務等) 第2条 略</p> <p>(漁具、漁法の制限) 第3条 1～3 略</p> <p>4. 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 魚 種</th> <th>イ 区 域</th> <th>ウ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい</td> <td>早川橋橋脚 downstream 端から上流小田 原市風祭 119 番地先治水堰堤天 端 downstream 端までの区域で組合が定め 公表する区域</td> <td>3月1日より5月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい</td> <td>三枚橋 downstream 端から下流太閤橋下 stream 端までの区域で組合が定め 公表する区域</td> <td>3月1日より10月14日まで</td> </tr> <tr> <td>にじま す、うぐ い、おい かわ、こ い</td> <td>小田原市板橋 209 番地先小田原 用水取水口堰堤 downstream 端から上流 箱根町湯本 688 番地先湯本橋下 stream 端までの区域で組合が定め 公表する区域</td> <td>10月15日より2月末日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 前項の公表は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。</p> <p>(遊漁期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。 なおこの漁場区域においては漁場管理上日没1時間後から日の出1時間前までの間は遊漁を禁止する。 ただし、宮城野地域においては日没1時間後から午前5時の間は遊漁を禁止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ア) 魚 種</th> <th>(イ) 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ</td> <td>3月1日から10月14日までの期間で組合が定め 公表する日から10月14日まで</td> </tr> <tr> <td>にじま す</td> <td>3月1日から10月14日までの期間で組合が定め</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい	早川橋橋脚 downstream 端から上流小田 原市風祭 119 番地先治水堰堤天 端 downstream 端までの区域で組合が定め 公表する区域	3月1日より5月31日まで	やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい	三枚橋 downstream 端から下流太閤橋下 stream 端までの区域で組合が定め 公表する区域	3月1日より10月14日まで	にじま す、うぐ い、おい かわ、こ い	小田原市板橋 209 番地先小田原 用水取水口堰堤 downstream 端から上流 箱根町湯本 688 番地先湯本橋下 stream 端までの区域で組合が定め 公表する区域	10月15日より2月末日まで	(ア) 魚 種	(イ) 期 間	やまめ	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め 公表する日から10月14日まで	にじま す	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め	<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(遊漁料の納付業務等) 第2条 略</p> <p>(漁具、漁法の制限) 第3条 1～3 略</p> <p>4. 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 魚 種</th> <th>イ 区 域</th> <th>ウ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい</td> <td>早川橋橋脚 downstream 端から上流小田 原市風祭 119 番地先治水堰堤天 端 downstream 端までの区域</td> <td>3月1日より5月31日まで</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>にじま す、うぐ い、おい かわ、こ い</td> <td>小田原市板橋 209 番地先小田原 用水取水口堰堤 downstream 端から上流 箱根町湯本 688 番地先湯本橋下 stream 端までの区域</td> <td>10月15日より1月31日ま で</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(遊漁期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。 なおこの漁場区域においては漁場管理上日没1時間後から日の出1時間前までの間は遊漁を禁止する。 ただし、宮城野地域においては日没1時間後から午前5時の間は遊漁を禁止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ア) 魚 種</th> <th>(イ) 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ</td> <td>3月1日から10月14日までの期間で組合が定め 公表する日から10月14日まで</td> </tr> <tr> <td>にじま す</td> <td>3月1日から10月14日までの期間で組合が定め</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい	早川橋橋脚 downstream 端から上流小田 原市風祭 119 番地先治水堰堤天 端 downstream 端までの区域	3月1日より5月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)	にじま す、うぐ い、おい かわ、こ い	小田原市板橋 209 番地先小田原 用水取水口堰堤 downstream 端から上流 箱根町湯本 688 番地先湯本橋下 stream 端までの区域	10月15日より1月31日ま で	(ア) 魚 種	(イ) 期 間	やまめ	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め 公表する日から10月14日まで	にじま す	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間																																			
やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい	早川橋橋脚 downstream 端から上流小田 原市風祭 119 番地先治水堰堤天 端 downstream 端までの区域で組合が定め 公表する区域	3月1日より5月31日まで																																			
やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい	三枚橋 downstream 端から下流太閤橋下 stream 端までの区域で組合が定め 公表する区域	3月1日より10月14日まで																																			
にじま す、うぐ い、おい かわ、こ い	小田原市板橋 209 番地先小田原 用水取水口堰堤 downstream 端から上流 箱根町湯本 688 番地先湯本橋下 stream 端までの区域で組合が定め 公表する区域	10月15日より2月末日まで																																			
(ア) 魚 種	(イ) 期 間																																				
やまめ	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め 公表する日から10月14日まで																																				
にじま す	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め																																				
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間																																			
やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい	早川橋橋脚 downstream 端から上流小田 原市風祭 119 番地先治水堰堤天 端 downstream 端までの区域	3月1日より5月31日まで																																			
(新設)	(新設)	(新設)																																			
にじま す、うぐ い、おい かわ、こ い	小田原市板橋 209 番地先小田原 用水取水口堰堤 downstream 端から上流 箱根町湯本 688 番地先湯本橋下 stream 端までの区域	10月15日より1月31日ま で																																			
(ア) 魚 種	(イ) 期 間																																				
やまめ	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め 公表する日から10月14日まで																																				
にじま す	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め																																				

	公表する日から2月末日まで ただし、箱根町宮城野地先3号えん堤天端下流端から10号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先3号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び10月15日から2月末日まで
あ ゆ	6月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から10月14日まで ただし早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域においては上記の期間及び12月1日から12月31日まで
う ぐ い	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から2月末日まで
おいかわ	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から2月末日まで
こ い	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から2月末日まで

2. 前項の公示は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。

第5条～第11条 略

附 則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
2. この規則は令和5年12月1日から施行する。
3. この規則は令和6年12月1日から施行する。

	公表する日から1月31日まで ただし、箱根町宮城野地先3号えん堤天端下流端から10号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先3号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び10月15日から2月末日まで
あ ゆ	6月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から10月14日まで ただし早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域においては上記の期間及び12月1日から12月31日まで
う ぐ い	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から1月31日まで
おいかわ	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から1月31日まで
こ い	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から1月31日まで

2. 前項の公示は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。

第5条～第11条 略

附 則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
2. この規則は令和5年12月1日から施行する。